

国民年金システム 標準仕様書（案）に対する 意見照会 説明資料

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社（「地方自治体における情報システム（国民年金）の
標準仕様書作成に向けた調査研究等 一式」事業 受託事業者）

2024年1月17日

目次

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的 | 2 |
| 2. 意見照会実施概要 | 7 |

1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1.1. 自治体システム標準化等の目指す姿

住民サービス向上に係る工数・予算の原資を捻出するために自治体における職員の業務負担軽減、システム構築・維持費の削減が必要であり、これを実現するために業務プロセス・情報システムの標準化等に取り組んでいます

業務プロセス・情報システムの標準化等により目指す姿

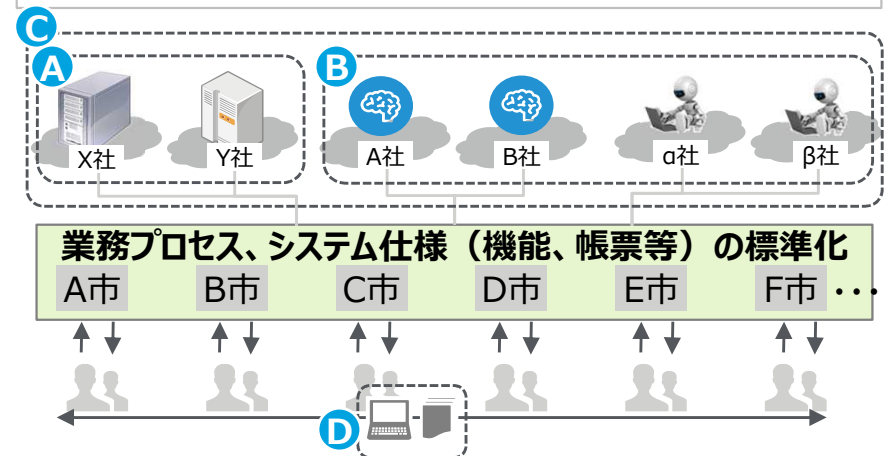
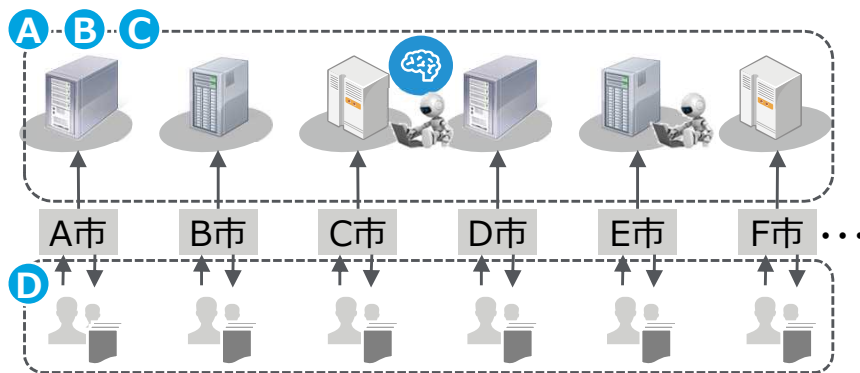
各地方自治体の業務プロセス、情報システムがバラバラ

- A** システム整備の主体
 - B** 先端技術の導入状況
 - C** ベンダの競争環境
 - D** 業務の統一状況
- 重複投資により人的・財政的負担が大きい**
- システムの維持管理・制度改正による改修を個別対応せざるを得ない
 - 各自治体で独自開発やカスタマイズがある
- AI、RPA等の先端技術を活用しにくい**
- 単独での利用だと、高価なAI、RPA等の先端技術を取り入れにくい
 - 単独での利用だと、学習データも少なく学習効果を高められない
 - 業務プロセスが他自治体と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない
- ベンダロックイン**
- システム仕様がバラバラの結果、他ベンダへの移行が困難であり、競争が働かず割高になる
- 住民・企業等にとって手続きが不便**
- 社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に対応する必要
 - 紙の申請書に記入し、窓口申請が必要

標準的な仕様によるシステム調達・サービス利用

- C**
 - A**
- 汎カスタマイズの促進・割勘効果による人的・財政的負担の減少**
- クラウドサービス利用に移行しやすくなり、制度改正対応や更新時の負担を削減
 - 共同化がしやすくなり、重複投資を削減
- 割勘効果によるAI、RPA等の先端技術の導入促進**
- 共同化がしやすくなり、AI・RPA等の先端技術を安価に導入可能となる
 - 学習データの増加により、AIの質が向上する
 - 業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用可能となる
- ベンダ間の競争促進による調達コストの低減**
- 各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される
- 様式統一・オンライン化による住民・企業等の利便性向上**
- 異なる自治体にも統一した様式・帳票にて提出可能となる
 - マイナポータルとの連携を含めたオンライン申請を促進

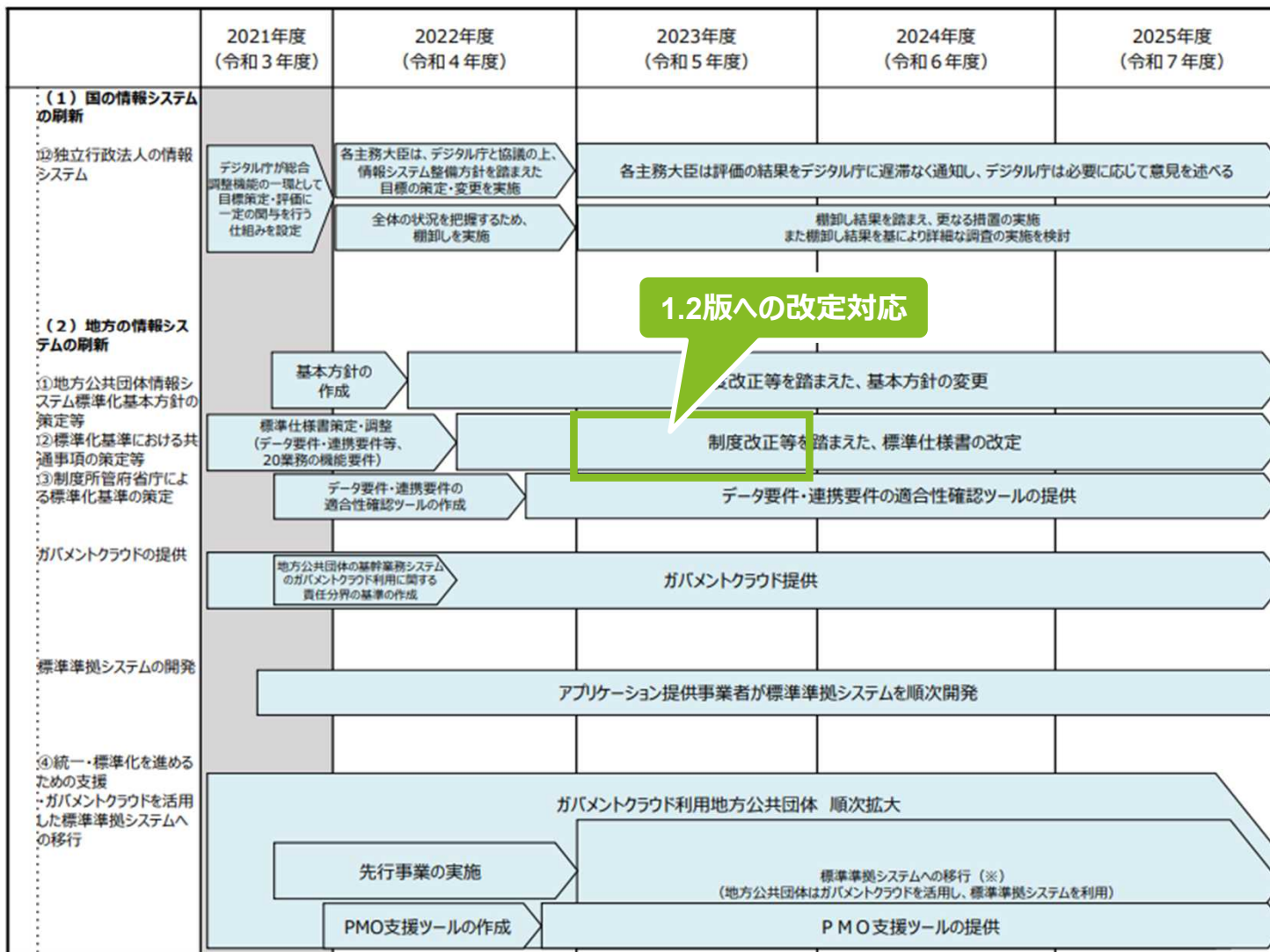
イメージ



1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1.2. 業務プロセス・情報システム標準化のスケジュール

令和4年度3月末に発出した標準仕様書（1.1版）を基に、制度改正等を踏まえた標準仕様書の改定を継続的に実施します。
令和5年度においては仕様書の精度向上を目的とした1.2版への改定対応を行っています



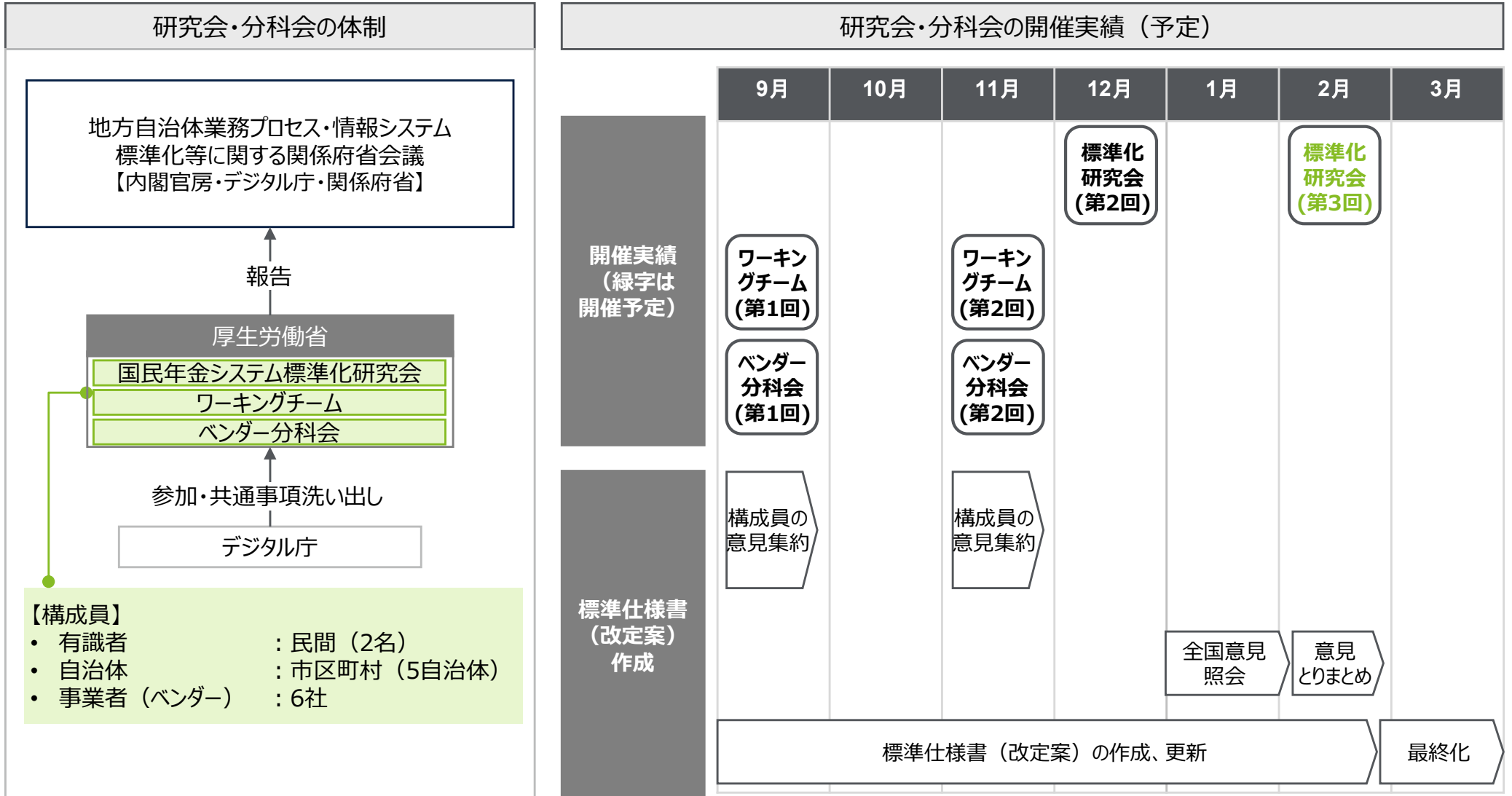
※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

自治体情報システムの標準化・共通化について（令和4年8月）より引用

1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1.3. 標準仕様書（1.2版）版の策定の進め方

令和5年度は、各2回のワーキングチーム及びベンダー分科会と研究会の計6回の協議、並びに全国意見照会の結果を踏まえて、標準仕様書（1.2版）をとりまとめていきます



1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1.4. 令和5年度における意見照会対象

令和5年度は令和7年度末までの移行完了を実現すべく、移行に影響が生じない範囲で改定対象を定めています。そのため昨年度は改定の対象内/外関わらずご意見を募りましたが、今年度は事務局が改定の対象とした要件のみを意見照会の対象とします

今年度の改定理由

標準仕様書として明らかな誤記や管理項目と基本データリストとの不整合、標準仕様書内での項目・実装区分等の不整合といった自治体、ベンダー間での認識の齟齬が発生し得る箇所について、ご指摘をいただいています。令和7年度末までの円滑な移行完了を実現すべく、標準仕様書にて定義されている内容を検討範囲内として、これらのご指摘を修正することを目的に令和5年度の改定を実施します

令和5年度の意見照会対象

○：意見照会対象、×：意見照会対象外

| | 事務局が改定の対象とした要件※ | 事務局が改定の対象としなかった要件 |
|-------|-----------------|-------------------|
| 令和5年度 | ○ | × |

※資料2-1 標準仕様書 本紙、資料2-2 標準仕様書 機能帳票要件一覧、資料2-3 標準仕様書 帳票詳細要件 が対象となります。
 なお、業務フローと帳票レイアウトは誤記指摘等がなく、令和4年度から変更をしていないため対象外としています。

令和5年度意見照会対象の具体例

資料2-2 標準仕様書 機能帳票要件一覧から一部抜粋

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 機能名称 | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | 要件の考え方・理由 | 備考 |
|------|------|-----|------|---------|--|-----------|---|--|
| 30共通 | 01検索 | - | - | 0260001 | 以下の項目で検索できること 【検索項目】 個人番号、基礎年金番号、年金コード、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、旧氏・通称、生年月日(西暦・和暦いずれの検索も可)、性別、住民種別(外国人、住民記録登録内・外)、宛番号、住所 ※氏名(漢字・カナ)、旧氏・通称等氏名関連項目をまとめて串刺し検索できること ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること | 実装必須機能 | ・基幹系業務との他システム連携機能において、国民年金用宛名情報/職務情報等の情報については、最新情報を保持する住民記録システムや個人住民税システムを参照参照する仕様を原則とする。ただし、処理効率やシステム負荷の観点、あるいは、各市町村における移行完了までの過渡期の運用を考慮し、必要に応じ、「宛名・姓等の情報を保持した連携情報より、世帯や所得情報を各業務データにて保持する」パターンや「宛名・姓等の情報を保持し、利用時に保持した連携情報(前本)より必要な世帯や所得情報を取得する」パターンの採用も可能である仕様とする。 | 【第1.1版】 (実装) 氏名(漢字・カナ・アルファベット) → 氏名(漢字・カナ・ローマ字) (追加) ※氏名(漢字・カナ・ローマ字)、旧氏・通称等氏名関連項目をまとめて串刺し検索できること ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること (削除) ・地番(もしくは住所(地番含む)) |
| 30共通 | 01検索 | - | - | 0260002 | 以下の項目で検索できること 【検索項目】 住民番号、世帯番号、電話番号、方書、行政区、受給資格番号、旧年金番号(過去の基礎年金番号(基礎年金番号の統合前の番号も含む))、旧市区町村名(転入前の市区に限り)、住民記録(現存・消滅)、職別、前記名、生年月日、メモ、特記事項、地番 | 標準オプション機能 | ・生年月日の検索については、範囲検索も必要に応じて可能とする | ・行政区は指定都市向け ・行政区には支所を含む 【第1.1版】 (追加) 生年月日、地番 (実装) 旧姓 → 旧氏 旧自治体名 → 旧市区町村名 【第1.3版】 (削除) 旧氏、前記名、生年月日 (追加) ・行政区には支所を含む |

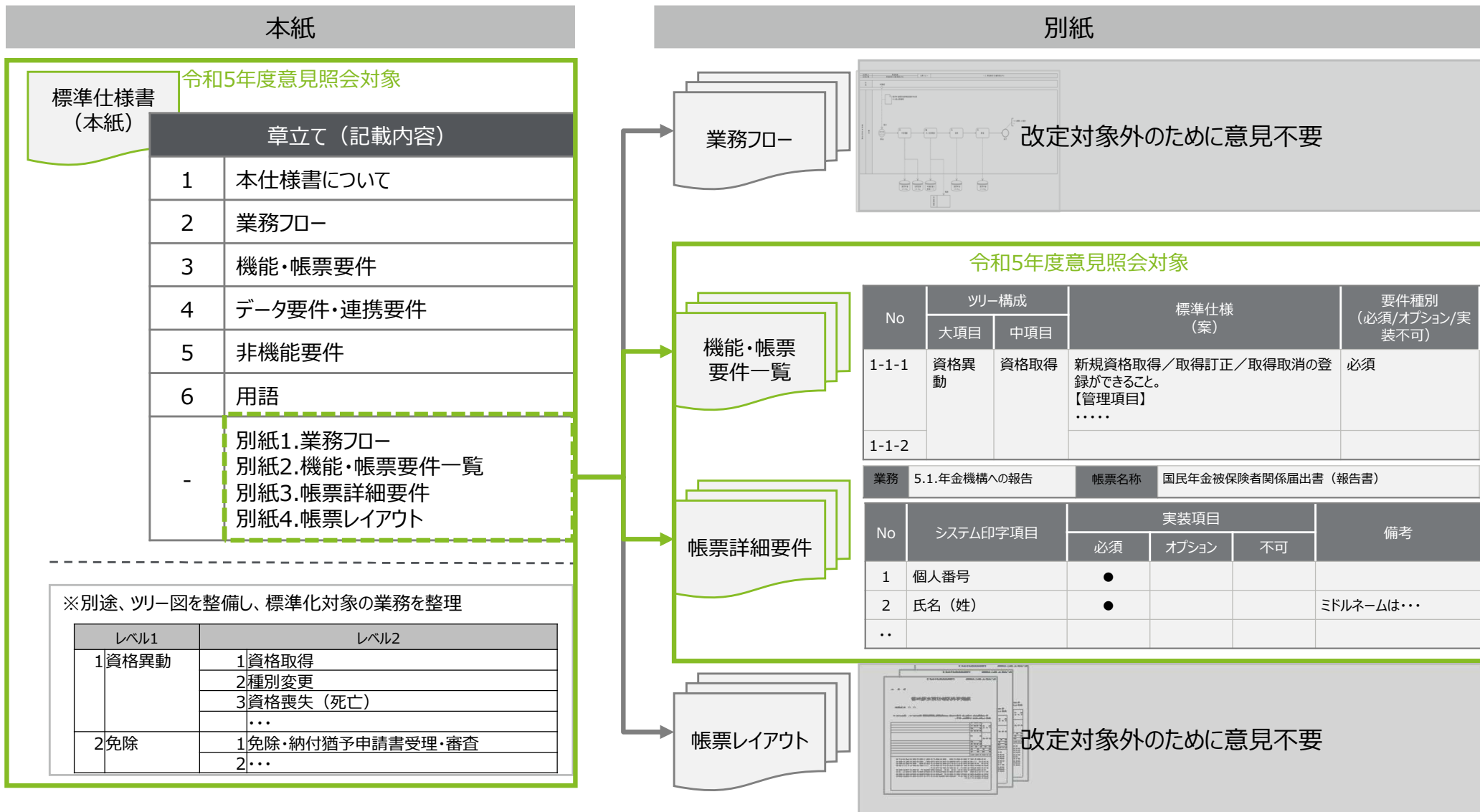
緑色のセルが改定対象になります。当対象についてのみご意見をお願いします

2. 意見照会の実施概要

2. 意見照会実施概要

2.1. 意見照会対象 – 標準仕様書（1.2版）案における改定対象 –

令和5年度改定の対象は標準仕様書の本紙、別紙の機能・帳票要件一覧、帳票詳細要件になります。そのため、それら改定対象に対してご意見をお願いいたします



2. 意見照会実施概要

2.2. 質問項目（1/2）

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式となります。詳細は記載要領及び各回答票の記入例をご確認ください

（1）団体・担当情報

| ①団体区分 | ②都道府県名 | ③市区町村名／事業者名 | ④部署名 | ⑤担当者名 | ⑥電話(外線)番号 | ⑦電子メールアドレス |
|---------------|--------|-------------|-------|-------|---------------|-----------------|
| 記入必須 | 記入必須 | 記入必須 | 記入必須 | 記入必須 | 記入必須 | 記入必須 |
| 5:市 1:指定都市 | 〇〇県 | 〇〇市 | 国保年金課 | 鈴木 太郎 | 045-XXXX-XXXX | XXXXXX@XX.lg.jp |
| | | | | | | |

（2）本紙

| No. | ①回答元 | ②ご意見等の概要 | ③ご意見等 | ④意見発出者 |
|-----|------|-----------------------|-------|--------|
| 入力例 | 〇〇市 | 標準仕様書 本紙の目次番号に関すること…… | | 1:担当課 |
| 1 | | | | |

（3）機能・帳票要件

| No. | ①回答元 | ②大項目 | ③帳票名 | ④システム印字項目名 | ⑤意見の種類 | ⑥実装項目 | ⑦意見発出理由 | ⑧根拠法令・通知等の詳細な理由 | ⑨意見発出者 | ⑩要件(修正前) | ⑪要件(修正後) |
|-----|------|------------|------------------------------|-------------------------|-----------|-----------|---------|-----------------|--------|-----------|-----------|
| | 記入必須 | 記入必須 | 記入必須 | 記入必須 | 記入必須 | 条件により記入必須 | 記入必須 | 条件により記入必須 | 記入必須 | 条件により記入必須 | 条件により記入必須 |
| 入力例 | 〇〇市 | 6.情報提供・その他 | 13. 国民年金 障害基礎年金・遺族基礎年金 所得状況届 | 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無 | 5:実装項目の変更 | 3:実装オプション | 5:その他 | 必須に戻すべきと思われる | 1:担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | |

2. 意見照会実施概要

2.2. 質問項目 (2/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式となります。詳細は記載要領及び各回答票の記入例をご確認ください

(4) 帳票詳細要件

| No. | ①回答元 記入必須 | ②大項目 | ③中項目 | ④機能ID | ⑤改定(案)要件 条件により記入必須 | ⑥改定(案)要件種別 | ⑦要件の考え方・理由 | ⑧意見有無 記入必須 | ⑨意見の種類 条件により記入必須 | ⑩要件種別 条件により記入必須 | ⑪意見発出理由 条件により記入必須 | ⑫根拠法令・通知等の詳細な理由 条件により記入必須 | ⑬意見発出者 記入必須 | ⑭要件(修正後) 条件により記入必須 |
|-----|--------------|------|-----------------|-------|-----------------------|------------|------------|---------------|---------------------|--------------------|----------------------|------------------------------|----------------|-----------------------|
| 入力例 | 〇〇市 | 2.免除 | 産前・産後免除申請書受理・審査 | 250 | 行政区別に異動報告書を作成できること | 標準オプション機能 | | 2:意見あり | 5:要件種別変更 | 2:必須 | 5:その他 | | 1:担当課 | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |

2. 意見照会実施概要

2.3. 回答期間及び回答方法等

意見照会の回答期間及び回答方法等は以下のとおりです

◆ 意見照会期間及び提出期限

[期間] 令和6年1月17日（水）～1月31日（水）

[提出期限] **1月31日（水） 17時**

◆ 回答方法

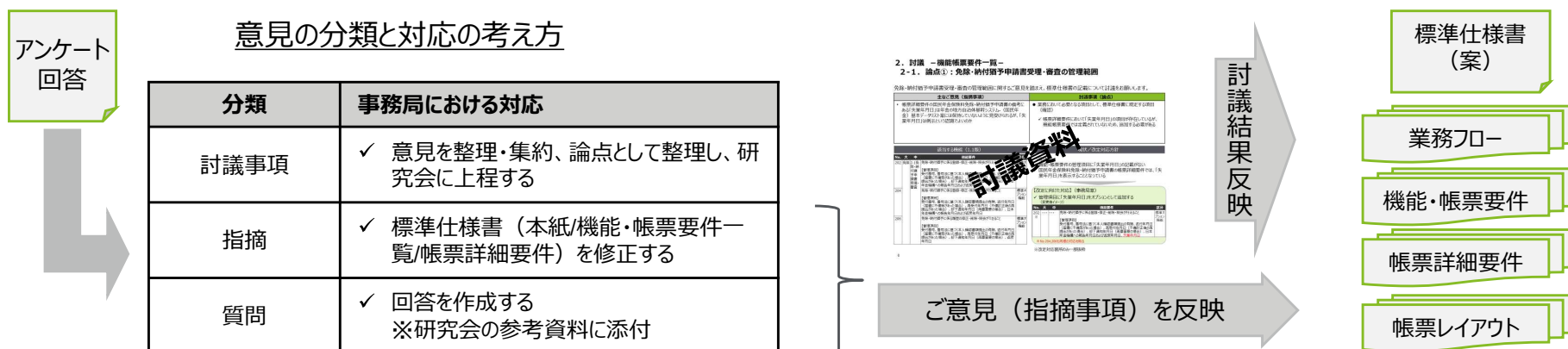
回答票の記入例を参考に、回答をお願いします。

回答結果は、【調査の内容に関する問い合わせ】デロイトトーマツコンサルティング合同会社（P.18）へ電子メールにてご提出ください。

◆ 回答結果の取り扱い

いただいたご意見については、事務局で整理の上、研究会にて取り扱いを討議させていただきます

意見照会結果の取り込みの方法（イメージ）



2. 意見照会実施概要

2.4. 留意事項等

ご回答にあたっては、以下の留意事項等を参照の上、記載願います。

◆ 留意していただきたい事項

- 標準仕様書（案）は、令和5年度の調査研究事業において作成したものです。本意見照会は、標準仕様書（案）に対し全国の地方市区町村及び事業者意見に求め、標準仕様書を確定することを目的に実施します。
- 「国民年金システム標準化研究会」における検討資料等につきまして、厚生労働省のホームページに掲載しています。

研究会掲載URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_me.html

- 当該内容をご確認いただき、標準仕様書（案）へのご意見をお願いいたします。

問い合わせ先

ご質問等がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします

◆ 問い合わせ先

【調査の内容に関する問い合わせ】

デロイトトーマツコンサルティング合同会社
(厚生労働省年金局事業管理課調査研究事業受託業者)

メール：
hyojun-kokunen@tohatsu.co.jp

【調査の主旨、制度に関する問い合わせ】

厚生労働省年金局事業管理課
担当：平山、福田、山口

メール：
hyojunka-nen@mhlw.go.jp

※ 本件照会について、管轄の地方厚生（支）局及び日本年金機構（年金事務所、事務センター）では対応できないことから、問い合わせはお控えください

EOF